

平成29年度第2回埼玉縣市町村国保広域化等推進会議 概要

- 1 日 時 平成29年8月30日（水）午後2時45分～午後5時00分
- 2 場 所 国保会館 大会議室（9階）
- 3 出席者 市町村：61市町国保主管課長、国保連、埼玉県

4 議事

(1) ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。

② 事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。

③ 保健事業ワーキンググループの進捗状況について

<埼玉県>

保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。

(2) 埼玉県国民健康保険運営方針（案）について

<埼玉県>

国保運営方針（案）に対する市町村意見、県民コメントの結果、意見等の国保運営方針（案）への反映箇所について説明。

(3) 国保事業費納付金及び標準保険料率の第3回試算結果について

<埼玉県>

- ・ 保険税率の激変緩和措置及び第3回納付金等試算結果について説明。
- ・ 試算結果の公表については、精査後、9月14日開催の県国保運営協議会で公表する。

【質疑・意見交換】

<市町村>

激変緩和の条件について、一定割合は自然増と設定し、下限割合はなしとすることによってよいのか。また、本算定でも同様の設定か。

<埼玉県>

激変緩和は、一定割合は自然増、下限割合はなしとする。また、本算定も同様の設定で行う考え。

<市町村>

今回の試算結果を平成30年度当初予算編成で使いたいと考えているが、この結果の金額を予算としてよいのか。また、前回の試算結果の説明では、差し引く調整をする旨の説明があ

ったと思うが、差し引く額について確認したい。

<埼玉県>

今回の試算は平成30年度ではなく、平成29年度の試算であることを注意されたい。また、お示しした納付金額に退職被保険者分を加算する必要がある。差し引く額に関する説明については、標準保険税率の算定についてであるが、保健事業や出産育児諸費等が納付金額から加減算される。

(4) 保険給付費等交付金及び国保事業費納付金について

<埼玉県>

保険給付費等交付金の交付方法、国保事業費納付金の納付時期・規模等について説明。

【質疑・意見交換】

<市町村>

市町村に交付される保険給付費等交付金はどのくらいとなるか。予算編成の中で、政策的な法定外繰入をどの程度とするか、保険税率をどうするか等を検討するうえで確認したい。

<埼玉県>

お示しした第3回試算の納付金の算定内訳の医療費給付費、審査支払手数料が交付される(特別交付金は別途交付される)。なお、退職被保険者分については含まれていないため、その分は加算していただく必要がある。

<市町村>

国保事業費納付金に関して、4月10日に納付金の20%相当を納めることは厳しい。4月に納付する理由の説明をお願いしたい。

<埼玉県>

本県は、3月診療分の国保連への支払時期が、他都道府県では5月に支払うところ、4月に概算で支払っている。そのため、その財源が必要となる。その額は、納付金の約20%相当と見込んでいる。国から交付される公費は早くて4月下旬となり、県が交付を要する時期には間に合わないため、納付金を原資とする必要がある。市町村にとって大きな負担と考えているため、今後、軽減できる方向で検討したい。

<市町村>

4月の納付金の20%相当については、軽減を考えるとの話があったが、県の財政安定化基金の繰り替えや一時借入などの検討はされた上での提案か。本市の会計状況は厳しく、固定資産税等が入ってくる5月頃までは非常に厳しい。県も財政運営の主体として貢献をお願いしたい。

<埼玉県>

御指摘の点については、検討の視野に入れている。ただし、財政安定化基金の積立額は約100億超程度である。一方、4月には約450億前後の交付金の財源を要することが見込まれているため、財政安定化基金で全てを賄うことはできず、また、平成31年度以降は基金の本来の目的の貸付・交付などが行われた場合には一時的に積立額は減るため、恒久的な対策とはならない。今後もできる限り軽減できるよう検討していく。

(5) 市町村事務処理標準システムの導入意向調査について

<埼玉県>

市町村事務処理標準システム導入意向調査について説明。

【質疑・意見交換】

<市町村>

市町村標準システム等の導入について、自庁システムの改修に併せ研究している。北海道ではクラウド化の取組を行っているが、本県ではそのような導入を再検討する予定はないのか。

<埼玉県>

昨年度の調査では、平成30年度から導入を希望する市町村がなかったところ。今回の導入意向調査の結果の御意見を反映させていただく。希望する市町村に集まっていたき一緒に検討会議にて検討していくなど御意見を踏まえて対応していきたい。

(6) 今後のスケジュールについて

<埼玉県>

今後のスケジュールについて説明。

【質疑・意見交換】

<市町村>

市町村の財政調整基金条例の改正等について、基金の目的に関し、コンプライアンスの観点から、次の点を確認したい。文言を変えるだけでよいのか。それとも、目的に照らし一旦廃止したうえで新たな基金を設立すべきか。

<埼玉県>

国に確認のうえ情報提供させていただく。

<市町村>

市町村の財政調整基金については、都道府県ブロック会議の資料でも激変緩和としての活用についての記載あったが、この財政調整基金は、国保の財政調整基金ではなく、市町村が全体として持っている財政調整基金の活用も視野に入れて対応するとの理解をしていた。国はどの基金を指しているか。なお、本市では、会計や財政等の関係課に確認したところ、国保の保険給付費の不足に対する基金は廃止し、必要に応じて納付金等の支払に関する基金を別に設立するようとの話となっている。

<埼玉県>

国に確認のうえ御案内する。

(7) その他質疑応答

<市町村>

保険税率統一について、本県は当面は統一しないとの方針であるが、全国的に統一する都

道府県情報を教えていただきたい。

<埼玉県>

保険税率統一を具体的に進めているところは、滋賀県、奈良県、大阪府、広島県。他都道府県については、具体的ではないが方向性としては統一を考えているところはあるが、詳細は把握していない。